

宮崎県立赤江まつばら支援学校いじめ防止基本方針

**宮崎県立赤江まつばら支援学校
(令和7年4月1日施行)**

宮崎県立赤江まつばら支援学校いじめ防止基本方針

宮崎県立赤江まつばら支援学校

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットの動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

こうした中、改めて全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。いじめの認知に関しては、「いじめの定義を一人一人の教職員が正確に理解しておくこと」、「早期発見に努めること」、「組織的に判断すること」が非常に重要である。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成29年8月に「宮崎県いじめ防止基本方針（改訂版）」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ防止対策に関する基本的な方針「県立赤江まつばら支援学校いじめ防止基本方針」を定め、総合的かつ効果的に推進するものとする。

目次

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義	2
2 いじめ防止に関する基本的考え方	2
(1) いじめ防止	2
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめに対する措置	2

第2 いじめ防止対策の内容に関する事項

1 いじめ防止のための組織	2
2 いじめ防止に関する措置	3
(1) いじめ防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめに対する措置	4
(4) インターネット上のいじめへの対応	7
3 その他の留意事項	8
(1) 組織的な指導体制	8
(2) 校内研修の充実	8
(3) 校務の効率化	8
(4) 学校におけるいじめ防止取組の点検・充実	8
(5) 児童会生徒会活動の活性化	8
(6) 地域や家庭との連携について	8
(7) 関係機関との連携について	8
4 重大事態への対処	9

第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し	9
---------------------	---

別紙1～5	10～17
-------	-------

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

| いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第二条)

2 いじめ防止の基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることの理解を図る。
- いじめを受けている幼児児童生徒をしっかり守る。
- いじめはどの幼児児童生徒でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考える。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、道徳教育及び体験活動等の充実を図り自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、幼児児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめに対する措置

幼児児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報であることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた幼児児童生徒の心身の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年・学部及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

| いじめの防止等のための組織

校長は、積極的にリーダーシップを發揮し、いじめ防止等のための取組が全教職員に理解され、確実に遂行されるよう努める。

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置する。

なお、年間4回（春期休業中に発足し第1回をする・各学期末1回）の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

また、普段から幼児児童生徒と教職員のコミュニケーションを良好にし、幼児児童生徒の意見の傾聴に努める。

【構成員】

(1) 定例年4回

校長、教頭、○生徒指導主事、教育支援担当リーダー、養護教諭、各学部生徒支援部代表

(2) いじめ事案発生時

校長、教頭、○生徒指導主事、教育支援担当リーダー、養護教諭、
関係学級担任、関係学部主事、各学部生徒支援部代表

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 学校いじめの防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認
※別紙資料1「学校いじめ防止プログラム」P10参照
- 校内研修会の企画・立案
- 幼児児童生徒へのアンケート調査・結果報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置※別紙資料1「学校いじめ防止プログラム」P10参照

別紙資料2「いじめ防止等のための職務別ポイント」P11～14参照

(1) いじめの防止

ア 幼児児童生徒が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、幼児児童生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。（学級担任等）
 - 異学年交流会の実施
 - 学級での話合い活動の実施
 - 生徒会行事での仲間づくり
 - 自立活動での「人間関係の形成」や「コミュニケーション」の学習
- (イ) 児童生徒等同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進する。（学級担任等、生徒支援担当教職員、教育相談担当教職員）
- (ウ) いじめへの理解や過去の事例について、幼児児童生徒が学ぶ機会を企画実施する。（学級担任等）
 - 幼児児童生徒による学校祭や運動会など学校行事の企画提示

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 幼児児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。（学級担任等）
 - 教職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 定期的に教育相談や個別面談を実施し、幼児児童生徒や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。（管理職、教育相談担当教職員、学級担任等）
 - 教育相談や個別面談の実施
- (ウ) 学校行事、学級活動、ホームルームの時間を活用して、道徳教育、情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。（生徒指導主事、学級担任等、生徒支援担当教職員、教育相談担当教職員）
 - 始業式、終業式を活用した学校での過ごし方、SNSの使い方の指導
 - 学級活動、ホームルームを活用した情報モラル教育の時間設定
 - 幼稚部：教育活動全体を通じて友達と様々な体験を重ねる中で、道徳性の芽生えを育む等の道徳教育の関連性を入れた指導の充実
 - 小学部・中学部・高等部においては、「特別の教科 道徳」を要として教育活動全体を通じて、児童生徒の実態に応じた道徳教育の充実
 - 自立活動での人間関係の形成やコミュニケーション力の個別指導
 - 学部集会等の実施
 - 外部講師を招へいした講演会の実施
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。（管理職、学級担任等、教育相談担当教職員）

- P T A 総会での学校の方針説明、学校ホームページ上の「いじめ防止基本方針」の公表
- 学校、学年、学級通信等を活用したいじめの防止活動の報告
- 保護者を対象とした研修会を必要に応じて開催
- (才) 警察等との連携
- スクールサポーターとの情報交換、校内巡回

(2) いじめの早期発見 ※別紙資料2「いじめ防止等のための職務別ポイント」P11～14参照

- ア いじめられた幼児児童生徒、いじめた幼児児童生徒が発することの多いサインを教職員及び保護者で共有する。（管理職、学級担任、生徒支援担当教職員、教育相談担当教職員）
- 幼児児童生徒の発する具体的なサインの作成と共有
※別紙資料3「いじめられた幼児児童生徒・いじめた幼児児童生徒に見られるサイン」
P15参照
- ※別紙資料4「教室や家庭でのいじめのサイン」P16参照
- イ 定期的に教育相談（年1回4月）や個別面談（随時）を設け、幼児児童生徒や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。（教育相談担当教職員、学級担任等）
- 教育相談や個別面談の設定
- いじめの相談窓口の設置
 - ・窓口担当者（幼児児童生徒：生徒支援部、保護者：教頭）
 - ・いじめの相談箱の設置
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての幼児児童生徒や保護者を対象に定期的なアンケート調査を実施する。（学級担任等、生徒支援担当教職員）
- 学校独自のアンケートの実施 年2回（7月、2月）
 - ・原則無記名で行い、いじめ防止委員会で検討
- 県下一斉で行われるアンケートの実施 年1回（2学期）
- エ いじめ防止委員会において、上記の相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつているいじめにつながる情報、配慮を要する幼児児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
- 職員会議、学部会等での情報の共有
- 次年度への幼児児童生徒のいじめ等を含む確実な引継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積と情報の共有

(3) いじめに対する措置 ※別紙資料5「いじめに対する措置」P17参照

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応（学級担任等）
- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめ行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている幼児児童生徒や通報した幼児児童生徒の心身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- **発見又は通報を受けた教職員は、いじめの事実について学部主事または生徒指導主事に速やかに通報する。生徒指導主事は管理職に報告する。**
- イ 情報の共有（管理職、学級担任等、生徒支援担当教職員、教育相談担当教職員）
- アの報告を受けた生徒指導主事は、いじめを認知した場合はいじめ防止委員会及び校長その他の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- ウ 事実関係についての調査・情報開示（管理職、学級担任等、生徒支援担当教職員、教育相談担当教職員）

- 速やかにいじめ防止委員会を開き、調査の方針について決定する。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告する。
 - 幼児児童生徒及び教職員の聞き取りに当たっては、いじめ防止委員会の教職員のほか、幼児児童生徒が話をしやすいよう担当する教職員を選任する。
 - 必要な場合には、幼児児童生徒へのアンケート調査を行う。この場合に、調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた幼児児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる幼児児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
 - いじめられた幼児児童生徒へ十分な配慮を行い、また、その保護者への情報開示を行う。
- エ 解決に向けた指導及び支援（管理職、学級担任等、生徒支援担当教職員、教育相談担当教職員）
- 事実関係が把握された時点で、いじめ防止委員会において、指導及び支援の方針を決定する。その際必要に応じて、障がいの程度や特性に対応した指導及び支援方針を設定する。
 - いじめ防止委員会の委員や学部、学級担任等と連携して組織的な対応を行う。
 - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時適切な情報の共有を図る。
 - 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関スクールカウンセラーに相談する。
 - いじめ解消の判断
 - ・ いじめに係る行為が止んでいること
注意深く見守り等を継続し、その結果いじめに係る行為が3か月以上完全に止んでいる状態で、なおかつ被害幼児児童生徒が通常の学校生活を安心して送ることができている状況であること。
 - ・ 被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
面談等を通して、被害幼児児童生徒及びその保護者が心身の苦痛を全く感じていないか確認する。また、被害幼児児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する準備ができているか確認する。
 - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時いじめ防止委員会で決定する。
 - 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応する。

いじめられた児童生徒とその保護者への支援

【いじめられた児童生徒への支援】

いじめられた児童生徒の心身の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 二次障害の発生を防止する。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。
- ・ スクールカウンセラー等による心のケアを行い、長期的な支援を行う。

【いじめられた児童生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え少しでも安心感を与えるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 児童生徒の苦痛を受け止め本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童生徒への指導またはその保護者への支援

【いじめた児童生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解し他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応する。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働き掛け

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童生徒の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感を育むことができる集団づくりに努める。

才 関係機関への報告（管理職）

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。
 - 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。
- 力 繼続指導・経過観察・評価（学級担任等、生徒支援担当教職員）
- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

（4）インターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のいじめとは

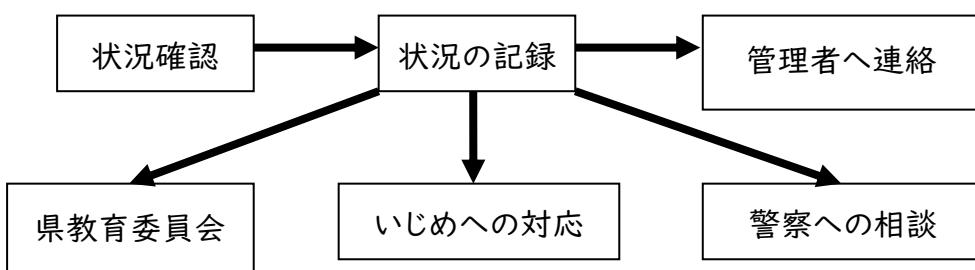
文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ インターネット上のいじめの予防（学級担任等、生徒支援担当教職員、教育相談担当教職員）

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。（家庭内ルールの作成など）
- 教科や学級活動、ホームルーム、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童生徒を対象とした講演会などで、インターネット利用についての講話（防犯）を実施する。
- 外部講師を招聘したインターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ インターネット上のいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネット上のいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、迅速に次の手順により対処し、拡散を防止する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

※別紙資料2「いじめ防止等のための職務別ポイント」P11～14参照

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学部、学校全体で組織的に対応するため、いじめ防止委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用したいじめが起こらない学校をつくるための人権教育の教育内容・実践方法等について校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

(3) 校務の効率化

教職員が幼児児童生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくようにする。一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的に迅速に対応するように組織的体制を整える。

(4) 学校におけるいじめの防止取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「幼児児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 児童会生徒会活動の活性化

幼児児童生徒が中心となり、いじめ撲滅や命の大切さを呼び掛ける活動や幼児児童生徒で悩みを聞き合う活動など、いじめ防止に関する取組を充実させる。

(6) 地域や家庭、外部機関との連携について

より多くの大人が幼児児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域や外部機関との定期的な情報交換を含む連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体となって対応をしていく。

① 教育委員会との連携

- ・関係幼児児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合
- ・スクールサポーターと生徒指導主事との毎月1回の情報交換、校内巡回

③ 教育相談体制の充実

- ・専門家等の活用（県教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言

- ・家庭での幼児児童生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
- ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとする。
- 幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・幼児児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合など
 - 幼児児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

I 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに留意する。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

資料Ⅰ

赤江まつばら支援学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	P D C A
	学校行事	生徒が主体となった活動	「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体による活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ防止委員会		
4	始業式 入学式 対面行事	異学年・学部交流会 異学年交流 結団式での絆づくり		学校基本方針の確認と目標の共有	教育相談月間	学部会を実施する中で、幼児児童生徒の状況について情報共有 ↓ いじめ防止委員会で各学部のいじめの状況を報告し、組織的対応について協議 ↓ 職員会議で全校のいじめの状況について報告し、情報を共有 ※緊急の事案については隨時対策委員会を開催 ※アンケートの分析、改善原案の作成	随時、病状懇談会での相談 保護者全体会（基本方針の説明） 保護者・学級担任の会での相談	計画・目標作成
5	運動会	運動会での絆づくり						
6	生徒総会 交流及び共同学習（中）	宮崎市立本郷中学校との交流						
7	ジョイジョイデイ 終業式	異学年・学部交流会	性教育 宮崎県いのちの教育週間	人権教育・いじめ・虐待防止に関する研修	学校独自アンケート		必要に応じて家庭訪問での相談	中間評価と取組の改善
8	始業式							
9	生徒会役員選挙 交流及び共同学習（小） 心のバリアフリー活動（高）	宮崎市立古城小学校との交流 宮崎県立宮崎農業高校との交流						
10	修学旅行（小） 松風祭・50周年記念式典	松風祭・50周年記念式典での絆づくり			県アンケート			
11	交流及び共同学習（中）	宮崎市立本郷中学校との交流						
12	終業式		性教育					中間評価と取組の改善
1	始業式							
2				今年度の反省と次年度取組事項の協議	学校独自アンケート		保護者・学級担任の会での相談	年間評価 次年度計画作成
3	卒業式 修了式		性教育					次年度計画提案

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- アンケート実施後は、いじめ防止委員会においてアンケート分析と取組改善の協議を行う。

資料2 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応
 - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 望ましい人間関係づくりのために、幼児児童生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。
- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成させる。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、幼児児童生徒を傷つけたり、他の幼児児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒支援担当教職員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 幼児児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に幼児児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。（例えば、児童生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの幼児児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、幼児児童生徒が示す小さ

な変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

- ・ 休み時間・放課後の幼児児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する幼児児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒支援担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後の校内巡回等において、幼児児童生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 幼児児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、幼児児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置（※別紙資料5：「緊急時の組織的対応」と連動）

いじめに対する措置は、原則以下の手順で行うが、臨時のいじめ防止委員会において、幼児児童生徒の実態に応じた指導・支援として適切な措置を慎重に協議し対応にあたる。

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける。）
- ・ 幼児児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係幼児児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の幼児児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた幼児児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「組織」という。）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒支援担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する。

- ・ 教職員、幼児児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。

- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒支援担当教職員、教育相談担当教職員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③-A 幼児児童生徒への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」とことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

- ・ いじめを見ていた幼児児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた幼児児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、幼児児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引継ぎを行う。

③-B 保護者、入院等している幼児児童生徒の場合は病院・施設職員と連携する。

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた幼児児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

※ いじめ事案につながる可能性がある状況が学校以外の病院・施設等で起きた場合。

《生徒指導主事及び学級担任又は複数の教員》

- ・ 幼児児童生徒が入院等している病院・施設等へ、生徒指導主事が電話連絡又は訪問し迅速に事実関係を伝えるとともに、事実関係の確認、今後の見守り、事案発見時の指導強化、今後の幼児児童生徒の些細な言動等の変化について情報提供を依頼する。
- ・ いじめられた幼児児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者への連絡方法について、病院・施設等訪問で協議を行い結果についての連絡を依頼する。
- ・ 本校の事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供し、病院・施設等との情報交換を行っていく。

資料3「いじめられた幼児児童生徒・いじめた幼児児童生徒に見られるサイン」

1 いじめられた幼児児童生徒のサイン

いじめられた幼児児童生徒は自分から言い出せないこともある。多くの教職員の目で多くの場面で幼児児童生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン	チェック
登校時 朝のＳＨＲ 学活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遅刻・欠席・登校しぶりが増える。その理由を明確に言わない。 ・ 教職員と視線が合わず、うつむいている。 ・ 一人で行動している。 ・ 通常とは異なる言動（通常とは異なる通学路から登校）がある。 ・ 体調不良を訴える。 ・ 提出物の提出を忘れたり、期限に遅れたりする。 ・ 学級担任等が教室に入室後、遅れて入室してくる。 	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健室・トイレに行くようになる。 ・ 教材等の忘れ物が目立つ。 ・ 机周りが散乱している。 ・ 決められた座席と異なる席に着いている。 ・ 机・教科書・ノートに汚れがある。 ・ 突然個人名が出される。 ・ 特定の幼児児童生徒との接触をさけている。 	
休み時間・ 給食・ 清掃時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用のない場所にいることが多い。 ・ ふざけ合っているが表情がさえない。 ・ 衣服が汚れていたりしている。 ・ 飲食の量が通常と異なる。 ・ 一人で清掃している。 ・ 笑顔が見られない。 ・ 所在が分からなくなることがある。 	
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憂てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・ 通常とは異なる通学路から下校する。 ・ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 ・ 同好会で一人で行動している。 	

2 いじめた幼児児童生徒等のサイン

いじめた幼児児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に幼児児童生徒等の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン	チェック
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室等において仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ ある幼児児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・ 教職員が近付くと、不自然に分散したりする。 ・ 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の幼児児童生徒がいる。 	

資料4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やし、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	チェック
・ 幼児児童生徒本人が不快に思うあだ名が聞こえる。	
・ 席替えなどで過敏に反応することがある。	
・ 何か起こると特定の幼児児童生徒の名前が出る。	
・ 筆記用具等の貸し借りが多い。	
・ 壁等にいたずら、落書きがある。	
・ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。	

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。幼児児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	チェック
・ 学校や友達のことを話さなくなる。 ・ 友達や学級の不平・不満を口にすることが多くなる。 ・ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ・ 受信したメール等をこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ・ 不審な電話やメールがあったりする。 ・ 遊ぶ友達が急に変わる。 ・ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。	
・ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ・ 食欲不振・不眠を訴える。	
・ 学習時間が減る。 ・ 成績が下がる。	
・ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ・ 自転車がよくパンクする。 ・ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ・ 大きな額の金銭を欲しがる。	

